

和歌山大学観光学部長選考規程

制 定 平成20年 3月21日

法人和歌山大学規程第 733号

最終改正 平成27年 3月19日

第1条 和歌山大学観光学部長（以下「学部長」という。）は、観光学部配置の専任教授のうちから観光学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学長が選考する。

第2条 学部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき
- (3) 学部長が欠員となったとき

2 学部長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1ヶ月以前に、同項第2号及び第3号に該当する場合は、速やかに後任者を決定するよう適宜の時期に行う。

第3条 教授会は、学部長候補者を選出するため、専任教員の全員により選挙を行う。

2 選挙は、投票権者が一堂に会して行い、且つ決選投票の必要あるときは、即日に行う。

第4条 選挙は、すべて単記無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得た者を当選者とする。

2 過半数を得た者がいないときは、第1位及び第2位の得票者について、改めて決選投票を行って当選者を決する。

3 前項の場合において、第1位の得票者1名、第2位の得票者2名以上の場合または第1位の得票者3名以上の場合については、これら3名以上の者について決選投票を行う。その結果、過半数を得た者が直ちに現われたときは、この者を当選者とするが、然らざる場合には、第1位および第2位の得票者（第1位の得票者2名あるときは、この2名について、第1位の得票者1名、第2位の得票者2名あるときは、第2位の得票者の中より次項を準用して1名を選び、この者と第1位の得票者）について決選投票を行う。

4 決選投票によるも得票数同数なるため当選者を決しえないときは、本学専任教授としての在任期間の長い者を当選者とし、在任期間ひとしきときは、年長者を当選者とする。

第5条 選挙の執行のため、教授会において、教授以外の専任教員から2名の選挙管理人を選ぶ。

2 選挙管理人は、投票並びに開票の日時及び場所を決定し、投票及び開票に立会い、疑義ある投票につき効力を判定する。

第6条 学部長の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、通算4年を超えることができない。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 最初に任命される学部長の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1163号）

1 この改正規程は、平成22年11月26日から施行し、平成22年3月22日から適用する。

2 平成25年3月31日までの間、教授会が認めた場合は、この規程にかかわらず、別の

観光学部長選考規程

方法によることができる。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1621号）
この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。